

平成23年2月17日

厚生委員会資料

- ・ 空びん類(その他色)処理・処分委託業務について

市 民 生 活 局

社会福祉法人五倫会に委託していた「空びん類（その他色）処理・処分業務」における訴えの提起について

姫路市が平成12年4月から平成20年3月まで締結していた空びん類処理・処分委託契約（以下「委託契約」という。）において、契約相手方であった社会福祉法人五倫会（以下「五倫会」という。）に対し、損害賠償等請求に関する訴えを提起するに当たり、平成23年第1回市議会定例会に次の内容の議案を提出する予定である（地方自治法第96条第1項第12号）。

1 事件名

損害賠償等請求事件

2 当事者

(1) 原告

姫路市

(2) 被告

五倫会

3 請求の趣旨

- (1) 委託契約に基づき、平成12年5月から平成20年4月までの間に原告が被告に支払った委託料のうち、被告が委託契約に基づく債務を履行したことを証明することができないものについて、原告への返還を求めるもの。
- (2) 原告が被告に引き渡したびんのうち再資源化できないものについて、委託契約に基づき、被告が自己の責任において適正に処分することを求めるもの
- (3) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの

4 訴訟の方法等

控訴、上告、和解その他本件処理に関する付帯事項は、市長に一任する

5 事件の概要

原告と被告は、平成12年4月から平成20年3月まで委託契約を締結していたものであるが、委託契約に基づき被告の業務履行場所へ搬入された空びん類の量と被告が処理したと主張する量に差異が生じていることから、原告は被告に対し、被告が債務を履行したことを証明するよう求めたが、被告は証明することができないため、債務不履行であると考えられる。

また、原告が被告に引き渡したびんのうち再資源化できないものについては、委託契約に基づき被告が自己の責任において適正に処分する債務を負っているところ、被告は、びんを破碎したカレットと称するガラス片を被告の事業場内及びその周辺の土地に放置し、又は埋設している。

当該行為は廃棄物の不法投棄に当たり、委託契約に基づく債務が履行されていないため、上記3のとおり訴えを提起するものである。